



平成 22 年 11 月 12 日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉
(コ ー ド 番 号 : 3 7 3 0 東 証 一 部)
問 合 せ 先 : 上 席 執 行 役 員 C F O 木 原 康 博
電 話 番 号 : (0 3) 6 7 1 6 - 0 7 0 0 (代 表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 12 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日付で「平成 23 年 6 月期配当予想の修正に関するお知らせ」及び「新株予約権（ストックオプション）の行使価額の調整に関するお知らせ」を公表しておりますので、併せてご参照ください。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 22 年 12 月 31 日（金曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成 22 年 11 月 12 日現在の発行済株式数にて試算）

株式分割前の発行済株式総数	:	161,578 株
今回の分割により増加する株式数	:	32,154,022 株
株式分割後の発行済株式総数	:	32,315,600 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	83,712,000 株

（注）上記発行済株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 日程

基準日	公告日	平成22年12月13日(月曜日)
基準日		平成22年12月31日(金曜日)
効力発生日		平成23年1月1日(土曜日)
新規記録日		平成23年1月4日(火曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年1月1日(土曜日)

※平成22年12月28日をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成23年1月1日(土曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>418,560株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>83,712,000株</u> とする。
新設	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第37条(条文省略)	第8条～第38条(現行どおり)
新設	附則 <u>本定款変更の効力発生日は、平成23年1月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

以上